

平成22年8月31日

各医療機関様

こども医療費通院分支給対象年齢の拡大について（お願い）

平成22年10月診療分から実施されます医療費支給対象年齢の拡大につきましては、下記のとおりになりますので、よろしくお願いいたします。

記

対象者

本市に住所があり、健康保険に加入しているこどもで、次の年齢該当者

	使用できる期間	
改正前	通院	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (小学校卒業まで)
	入院	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (中学校卒業まで)
改正後	通院	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (中学校卒業まで)
	入院	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (中学校卒業まで)

○こども医療費対象者には新しい有効期間の「こども医療費受給資格証」を送付します。
各医療機関様は「こども医療費受給資格証」を確認していただき、資格証をお持ちの対象者には従来どおりの対応をお願いいたします。

○申請書等の様式に変更はありませんので、従来通りの用紙をご使用ください。

問い合わせ先 本市役所 児童福祉課児童福祉係 TEL 048-433-7767

平成22年8月31日

各 医 療 機 関 様

麻 市 長 頼 高 英 雄

こども医療費の通院支給分対象年齢の拡大について

盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より福祉行政推進のために多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当市ではこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、入院は満15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校卒業）まで、通院は満12歳に達する日以後の最初の3月31日（小学校卒業）までのこどもを対象に、こども医療費支給制度を実施しているところです。

この度、同制度の1層の充実を図るべく、平成22年10月診療分から、通院は満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（中学校卒業まで）と支給対象年齢枠を拡大することになりました。

つきましては、医療費支給対象年齢の拡大の実施に際し、ポスター（「お知らせ」）を同封いたしますので、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※学校管理下での負傷・疾病の場合、日本スポーツ振興センター法による災害給付制度に該当すると、こども医療費の対象外となりますので、日本スポーツ振興センター法による災害給付制度による証明をお願いいたします。